

○地域主体による生物多様性の保全を推進する条例

平成22年4月1日

市条例第30号

本市は、市域全体に、希少種を含めた多様な野生生物が生息・生育する豊かな生態系が維持されてきており、本市のまちづくりの貴重な財産となっているが、近年の社会経済状況の変化に伴い、生物多様性が損なわれてきている。

私たちの生存基盤である水や大気、土壌などは、自然の物質循環を基礎とする生物の多様性が維持されていることにより成り立っている。また、白桃やマスカット、施設ナスなどの特産品をはじめとする多彩な農産物生産や、「ふな飯」や「バラ寿司」などの地域でとれる食材を利用してきた伝統食、草花摘みやホタル狩りなどの生活文化なども地域の生物多様性により支えられてきた。さらに私たちの暮らしを支えている地域外の天然資源や医薬品原料なども、それぞれの地域の生物多様性に支えられている一方で、私たち自身の活動は、地球規模の生物多様性に影響を与えていることに留意する必要がある。

豊かな自然とそれを支えてきた生物多様性は、長い年月をかけ、私たちの祖先と自然との適度な関わり合いの中で育まれてきている。これは、私たちが真に健康で快適に暮らしていく上でなくてはならないものであることはもとより、それ自体に大きな価値があることを強く認識して、その保全・回復に全力を尽くすとともに、将来世代及び未来の地球に引き継いでいく責務がある。2010年は、国連が定めた国際生物多様性年であり、また、今後の生物多様性に関して、新たに、国際的な枠組みづくりが行われる節目の年である。

有史以来、地域の生物多様性は、私たちの社会経済活動と密接に関わっており、その未来は、私たち一人ひとりの生物多様性の保全への理解とそれに基づく行動にかかっているが、私たち岡山市民は、以前よりアユモドキ、ホタルなどの野生生物の保護活動をはじめ、多様な環境保全活動に取り組んできた。

このような背景により、2005年から世界全体で開始された「持続可能な開発のための教育(ESD)の地域拠点」活動に関して、現在、多くの市民が参加し、持続可能な社会の実現に向けて、地域全体の意識改革と活動の輪の拡大に取り組んでいる。

そこで、私たちは、自らの責任において地域に残されている豊かな生態系を守り育てていくこと、社会経済活動において、広域的な視点に立った生物多様性への配慮や貢献に取り組むことにより、互いに連携して環境先進都市を作り上げていくことを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、身近な地域から生物多様性の保全を推進していくことについて、基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、各地域の生物多様性の保全を推進するために必要な事項を定めることにより、自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

(2) 土地所有者等 土地の所有者又は所有権以外の権原に基づき土地を使用及び収益するものをいう。

(生物多様性の基本理念)

第3条 生物多様性の保全は、各地域の自然環境の連関によって支えられていることにかんがみ、それぞれの地域の固有の生態系を保全するとともに、それを支えてきた地域の生活文化を継承すること及び身近な自然と市民とのふれあいを確保することにより行われなければならない。

2 生物多様性の保全は、私たち一人ひとりの行動と価値観にかかっていることにかんがみ、科学的な知見に基づく情報を互いに共有して社会的な合意形成を図ることにより、保全水準や土地利用の方向性を見いだすとともに、すべての人々の参加により行われなければならない。

3 生物多様性の保全は、快適な暮らしの実現や、地域の社会経済活動全般に不可欠であることを踏まえ、長期的な視点に立った生態系の保全に努めることにより行われなければならない。

4 生物多様性の保全は、近年の私たちの社会経済活動の変化が生物の多様性に影響を及ぼしてきたことを踏まえ、生物多様性に及ぼす影響が回避され、又は最小となる土地利用や自然資源の利用が図られることにより行われなければならない。

5 生物多様性の保全は、その地域の特性に根ざした取組を前提とし、地球温暖化が各地域の生物多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、各地域の生物多様性の保全に関する取組が地球温暖化防止等に資するとの認識の下で行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、自然環境に関する理解を深めるとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物多様性の保全に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物多様性に及ぼす影響の低減に努めなければならない。

2 市民は、自ら進んで生物多様性の保全に努めるとともに、土地所有者等及び地域住民による地域の特性を生かした主体的な取組を尊重しつつ、これらの者と連携し、及び協力しなければならない。

3 市民は、市が実施する生物多様性の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動の実施に当たって、事業活動が生物多様性に与える影響を把握するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を行わなければならない。

2 事業者は、市が実施する生物多様性の保全に関する施策及び市民等による主体的な生物多様性の保全に関する取組に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、本市域における生物多様性を保全し、さらに向上させていくための施策を実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び推進に当たって、生物多様性の保全に配慮しなければならない。

3 市は、市民及び市民団体並びに事業者が自発的に行う生物多様性の保全に関する取組を促進するため、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、生物多様性の保全に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の体制を整備しなければならない。

5 市は、生物多様性の保全に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報の充実、自然とのふれあいの場及び機会の提供等により、市民の生物多様性の保全についての理解を深めるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 市は、市が実施する事業が生物多様性の保全を損なうおそれがあると認めるときは、有識者など関係者、市民の意見を聴き、適切に行わなければならない。

(身近な生きものの里の認定)

第7条 市長は、身近な野生生物をシンボルとして、地域住民、土地所有者等の主体的な活動により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりを図ることができるものと認められる地域を、当該地域の住民団体からの申請に基づき、身近な生きものの里として認定することができる。

2 前項の認定に係る申請の方法、認定に当たり基準とすべき野生生物種、認定区域その他必要な事項は規則で定める。

3 市長は、第1項の規定により身近な生きものの里を認定しようとするときは、あらかじめ、岡山市環境保全条例(平成12年市条例第46号)第52条の2第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 前2項の規定は、身近な生きものの里の認定の解除又はその区域の変更について準用する。

5 市は、身近な生きものの里において、市民及び事業者の参加、協力及び連携による効果的な環境づくりに資する活動が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に身近な生きものの里の認定を受けている地域は、第7条の規定により、身近な生きものの里として認定されたものとみなす。

附 則(平成23年市条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。